

経営審議会に関する主な検討項目

項 目	専門部会検討結果
定数	10人以内
構成	理事長 副理事長 理事長が指名する理事又は職員 法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い 識見を有する者（学外者） 「基本方針」の想定する構成員に同じ
学外者の参画の有無と その人数	委員総数の1 / 2以上を学外者としなければならない。
再任の可否	任期2年，再任可 ただし，役員である委員の任期は役員の任期 職員である委員の任期は在職期間
審議事項 (理事会，教授会との審議事項の 調整を含む。)	「基本方針」で想定する審議事項に同じ <理事会との役割分担> 審議会は，専門的な見地から審議検討を行う機 関であり，決定は理事会の議を経て理事長が行う。

【定款記載例】

(設置及び構成)

第 条 法人に法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として，経営審議会を置く。

2 経営審議会は，次に掲げる委員10人以内で構成する。

一 理事長

二 副理事長

三 理事長が指名する理事又は職員

四 法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命するもの

3 前項第四号に掲げる委員の数は，委員の総数の二分の一以上でなければならない。

- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、役員である委員は当該職の任期とし、職員である委員は当該職にある期間とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 二 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- 三 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 大学、大学院、学部、学科その他重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- 五 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分）、会計規程、役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 六 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。）
- 七 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- 八 その他法人の経営に関する重要事項

経営審議機関

1 制度の概要

- 経営に関する重要事項を審議する機関として、理事長、副理事長等により構成する経営審議機関を置く。

地方独立行政法人法

§77

<地方独立行政法人法>

第77条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。

2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

2 国立大学法人の状況

- 経営に関する重要事項を審議する機関として、学長、学長が指名する理事及び職員、学長の任命する大学の役職員でない有識者により構成する経営協議会を置く。
- 学外者は、委員総数の1/2以上でなければならない。

国立大学法人法

§20 ~

3 宮城大学の法人化基本方針

- 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、「経営審議会(仮称)」を置く。
- 経営審議会(仮称)は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもので構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。

基本方針

第2,1(5)

4 先行法人の状況

(1) 設置状況 必置機関であり、すべての先行法人に設置されている。

(2) 定数等

定数

区分	法人数	定数	法人数
7人以内	1法人	13人以内	2法人
8人以内	3法人	15人以内	2法人
10人以内	15法人	定款に規定なし	6法人
12人以内	3法人		

学外者の参画

区 分	法人数	内 訳	
学外者の参画を 定款に規定	31法人	総数の1/2以上	17法人
		3人以内・上 ～ 6人以内	8法人
		人数等の規定なし	6法人
学外者の参画を 定款に規定せず	1法人	国際教養大学 ただし、8人の委員中1人が学外者	

構成

区 分	法人数	備 考	
<u>理事長</u>	32法人		
<u>副理事長</u>	27法人	副理事長を置かない法人：5法人	
<u>理事長の指名する理事及び職員 等</u>	20法人	<u>理事及び職員</u>	8法人
		<u>理事又は職員</u>	5法人
		<u>理事</u>	3法人
		<u>職員</u>	2法人
		学外理事及び職員(事務局長)	2法人
<u>理事</u>	11法人		
<u>学外者</u>	30法人		
理事長の指名する者	1法人		
副学長	1法人		

「ゴシック体」は、地方独立行政法人法第77条第2項に例示のある構成員

「斜体」は、国立大学法人法第20条第2項に規定する経営評議会の構成員。ただし、「理事長」は設置されないので、「学長」を「理事長」に読み替える。

~~~~ (波線) は、宮城大学の法人化基本方針において想定している構成員

### 任期

| 区 分     | 法人数  | 内 訳                                           |
|---------|------|-----------------------------------------------|
| 2年      | 21法人 | うち18法人は、「役員は役員としての任期による」、「学外委員の任期は2年」等の限定のあり。 |
| 定款に規定なし | 11法人 | 実際の任期は、2年としている法人がほとんどである。(経営評議会運営規程等に規定)      |

### 再任

| 区 分     | 法人数  | 内 訳                                                                            |
|---------|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 再任可     | 20法人 | ・うち6法人は、学外委員は再任されることができるとの規定内容。また、下関市立大学では、学外委員は再任可能であるが、任期が引き続き4年を超えることができない。 |
| 定款に規定なし | 12法人 |                                                                                |

## 経営審議機関の審議事項

### 1 国立大学法人の状況

中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの  
中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの  
学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項  
予算の作成及び執行並びに決算に関する事項  
組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項  
その他法人の経営に関する重要事項

国立大学法人法  
§ 20

### 2 宮城大学の法人化基本方針

経営審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。

〔想定される経営審議会（仮称）の審議事項〕

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ホ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分）、会計規程、役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。）
- ト 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他法人の経営に関する重要事項

基本方針  
第2,1(5)

### 3 先行法人の状況

| 区 分                                                                                       | 法人数   | 備 考                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------|
| 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの                                                          | 19 法人 | を含めると31 法人            |
| 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの                                                           | 19 法人 | を含めると年度計画に関することは31 法人 |
| 学則（法人の経営に関する部分に限る）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 | 32 法人 |                       |
| 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項                                                                      | 31 法人 |                       |
| 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項                                                             | 32 法人 |                       |
| その他法人の経営に関する重要事項                                                                          | 32 法人 |                       |
| 中期目標についての意見に関する事項及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの                                              | 12 法人 |                       |
| 法律により設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの                                            | 16 法人 |                       |
| 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの                                             | 15 法人 |                       |
| 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数等法人の経営に関するもの                                                         | 17 法人 |                       |
| 教育課程の編成方針に関する事項                                                                           | 4 法人  |                       |
| 研究費の配分方針                                                                                  | 1 法人  |                       |

「ゴシック体」は、国立大学法人法第20条第4項に規定する経営協議会の審議事項と同じ事項  
 ～～～（波線）は、宮城大学の法人化基本方針において想定している審議事項